

【 検査 】**571 超音波検査（心臓超音波検査）Mモード法（肺高血圧症等）の算定について**

《令和7年6月30日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD215「3」「ロ」超音波検査（心臓超音波検査）（Mモード法）の算定は、原則として認められる。
 - (1) 肺高血圧症
 - (2) 狭心症
- ② 高血圧症に対するD215「3」「ロ」超音波検査（心臓超音波検査）（Mモード法）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

心臓超音波（Mモード法）は、経胸壁的に心臓の機能、形態をとらえることができる検査であり、心室収縮機能をはじめとする心機能、弁の狭窄や血液の逆流、心筋の肥大や動きなどの評価に有用である。

肺高血圧症については、肺動脈の血液の流れが悪くなり、肺動脈圧が高くなることから、平均肺動脈圧の推定ならびに右室負荷状態の評価のために当該検査は有用である。また、狭心症にあつては、左室収縮機能の低下及び心筋の動きの変化を調べるために当該検査は有用である。

以上のことから、上記の①の傷病名に対するD215「3」「ロ」超音波検査（心臓超音波検査）（Mモード法）の算定は、原則として認められると判断した。

一方、単なる高血圧症については、当該検査の必要性は乏しく、原則として認められないと判断した。